



STEP UP

【発行】税理士法人 TACHIBANA
 〒832-0824 福岡県柳川市三橋町藤吉525-1
 TEL.0944-74-1915 FAX.0944-74-1004
 info@tachibana-cpa.com
<http://tachibana-cpa.com>



ごあいさつ

新年明けましておめでとうございます。令和最初のお正月を、クライアントの皆様におかれましては恙なくお過ごしのこととお慶び申し上げます。新しい元号を迎えた時に、祖父が明治、大正、昭和三代の天皇陛下にお仕えしたと話をしていたのを思い出しました。私も、昭和、平成、令和を生きることとなり歳月の経つのは早いものだと感じているところです。

年頭にあたり、令和の時代が平和で幸せな時代であることを願うばかりですが、現実には、私たちを取り巻く環境は、少子高齢社会、人口減少、地方経済の停滞、米中対立に代表される国際社会の不安定さ、世界経済の低迷など厳しいものがあります。

著名なエコノミストのリチャード・クーは、我が国の経済の低迷と格差社会の拡大の原因を「追われる国の経済学」の中で次のように記述しています。戦後の日本のように、製造業主導で経済が成熟する黄金期では、多くの労働者の生活水準が改善され、政府の税収も急増し、ありとあらゆる種類の公共サービスを提供できたため、国民間の不平等感は少ないものでした。しかし、近年のように、技術力に優れ、若々しく割安な労働者を抱えている新興国が我が国を追い上げてくると、企業の労働者に対する見方が変化し、企業は海外の

労働資源を活用するという選択肢を取ることになりました。この結果、黄金期に急上昇した労働生産性の伸びは鈍化し、賃金も停滞し、海外の労働者にはできない仕事をこなせる人だけしか賃上げを実現できず、所得格差は拡大に向かうことになったと述べています。

また、所得格差が拡大する原因を投資家スコット・スタンフォードは、「欲望の資本主義」の中で、資本主義は労働を前提としたシステムだが、今起こっているのは、経済が人間の労働力を基本としたシステムから、機械化によって高度に自動化されたシステムに変化していく過程で、経済の基盤を評価する伝統的な指標、雇用率や生産性では測れない時代がやってくるのではと予測しています。そういった時代では、失業率が30%~40%になったとしても、そのことが悪いことではないと多くの人が考えるようになり、持つ者と持たざる者の所得格差は史上類をみないほど顕著になり不平等は益々増大するとの見解を示しています。しかし、新しいイノベーションは格差をなくすことはできないが、サービスのコストを引き下げることによって全体のライフスタイルの改善には役に立つのではとも述べています。

グローバル化やイノベーションにより、国民の所得格差は拡大し、国民皆が豊かで平

等な社会を築くのは今まで以上に課題が多いようです。しかし、本当に人間はGDPの拡大、労働生産性の改善といった経済的豊かさだけで幸せになれるのでしょうか。

九州大学の馬奈木俊介教授らが国連と作った「新国富指標」では、経済的な指標の一つである社会インフラなどの人工資本に加え、森林や農地、天然資源などの自然資本、教育水準や寿命などの人的資本の3つを合成して評価しています。

この評価では、将来世代も活用できる資本がどれだけあるかを数値化したのが特徴だそうです。この指標によると、我が国はGDPより新国富指標の伸びが大きい珍しい国のようです。日本の明治以降の急激な発展、戦後のいち早い復興は、日本の教育制度が大きく寄与したと言われていました。これからも日本が豊かであり続けるためには、今までの教育システムに捕らわれることなく、グローバル化やイノベーションにも十分対応できる人材育成のプログラムや子供たちに学習意欲をかき立てるような教育プログラムを持った教育システムの構築が最重要課題だと私は思うのですが、皆様はどのように思われますか？ 本年もどうぞ宜しくお願い致します。

代表社員税理士 立花洋介



地域医療法人について

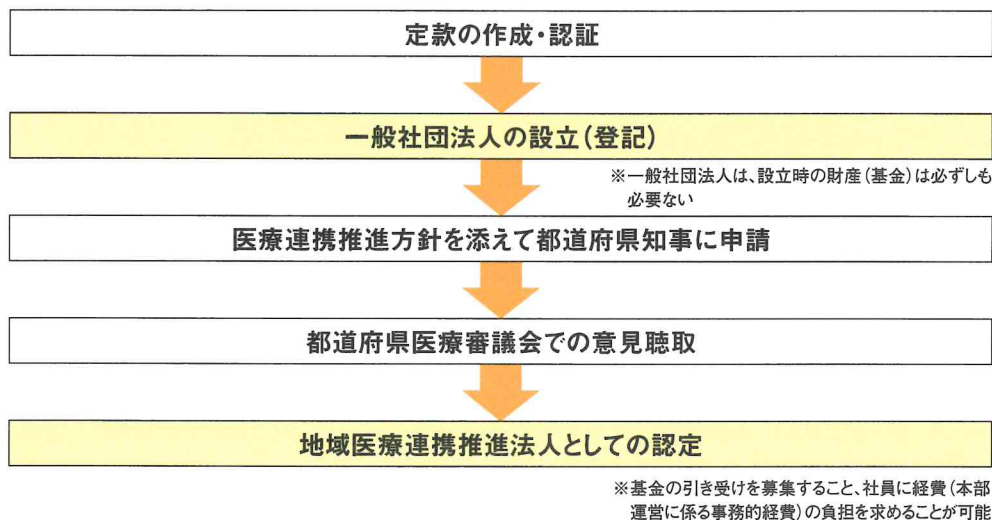


先日、鳥栖三養基医師会で泉千夏先生にご講演頂いた内容を中心に地域医療連携推進法人について記述させていただきます。泉先生は、日本で最初に設立された地域医療連携推進法人（愛知県）の設立・運営に深く関わっておられ、地域医療連携推進法人設立の第一人者であります。現在、全国で15の地域医療連携推進法人が設立され九州では唯一鹿児島県に2017年に設立されています。

地域医療連携推進法人は医療法人ではなく、医療連携推進業務を行うことを目的とする一般社団法人で、医療連携推進区域の属する都道府県知事の認定を受けた法人です。地域医療連携推進法人の設立手続き連携推進方針等については表①から表④をご参照ください。

表① 地域医療連携推進法人 設立手続き

設立の手続き(ポイント)



表② 地域医療連携推進法人 連携推進方針

医療連携推進方針への記載事項

医療法第70条の2第2項

- 1.医療連携推進区域
- 2.参加法人が医療連携推進区域において開設する病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項
- 3.前号に掲げる事項の目標に関する事項
- 4.その他厚生労働省令で定める事項

医療法第70条の2第4項

第2項各号に掲げる事項のほか、参加病院等及び参加介護施設等相互間の業務の連携に関する事項を記載することができる



地域医療連携推進法人の認定を受けようとする一般社団法人は、上記の医療連携推進方針に定款等を添えて、都道府県知事に申請

表③ 地域医療連携推進法人 連携推進区域

地域医療連携推進法人と構想区域

地域医療連携推進法人は「医療連携推進区域」を定めなければならない。
医療連携推進区域は、当該医療連携推進区域の属する都道府県の医療計画において定める構想区域を考慮して定めなければならない。(医療法第70条の2第3項)

- 法律上は医療連携推進区域が複数の構想区域や都道府県にまたがることも不可能ではないが、医療連携推進区域は構想区域と整合的になるように定めることが原則(ガイドライン通知*)。
- 構想区域に2つの地域医療連携推進法人ができることや、1つの医療法人が複数の地域医療連携推進法人の参加法人になることもありうる。

※地域医療連携推進法人制度について(平成29年2月17日 医政発0217第16号)
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seikakujouhou-10800000-lseikyoku/0000080739_16.pdf

表④ 地域医療連携推進法人 連携推進業務

地域医療連携推進法人の業務

I. 医療連携推進業務 **事業比率50%超**

1. 病院等に係る業務で、医療連携推進方針に沿った連携の推進を図ることを目的として行う以下の業務(医療法第70条第2項)
 - (1) 医療従事者の資質の向上を図るための研修
 - (2) 病院等に係る業務に必要な医薬品、医療機器その他の物質の供給
 - (3) 資金の貸付けその他の参加法人が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの
2. 病院等及び介護事業等に係る業務で医療連携推進方針に沿った連携の推進を図ることを目的とする業務(医療法第70条の8第1項)
3. 病院等の開設、介護事業等に係る施設・事業書の開設・管理(医療法第70条8第3項)*

II. 医療連携推進業務以外(医療法第70条の3第1項第4号)

- ・医療連携推進業務に支障を及ぼさない場合に限る

※出資を行う場合は、100%子会社で医療連携推進業務に関するものに限る(医療法第70条の8第2項)。

また孫会社を設立する場合には子会社が100%議決権を有する必要がある。

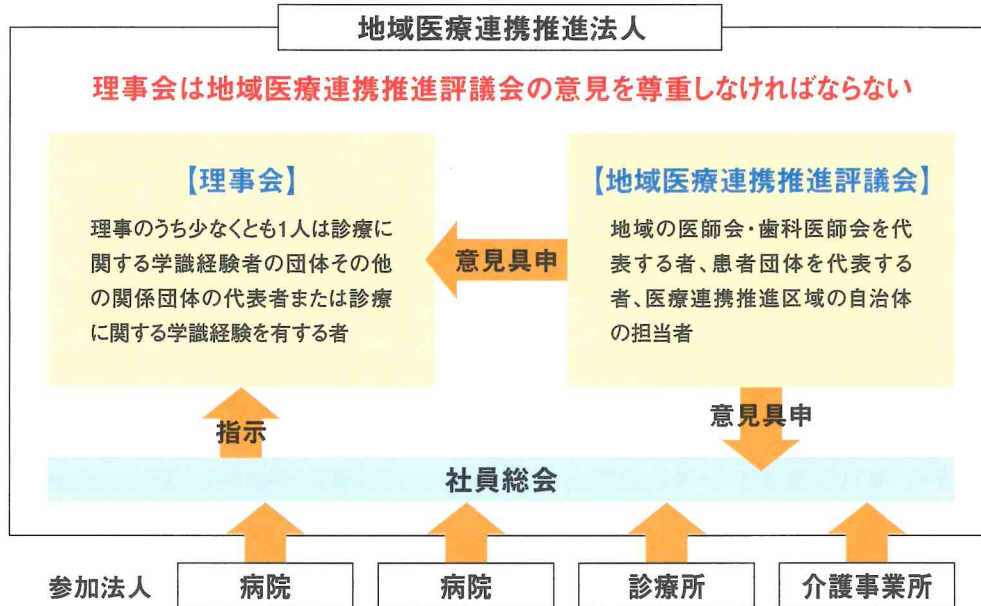
※病院等の直営事業を「医療連携推進業務」外で実施する場合は、連携推進業務以外の事業比率(50%未満)に抑える必要がある。



地域医療連携推進法人の経営体制は表⑤、本法人の社員は、表⑥の通りです。

表⑤ 地域医療連携推進法人 経営体制

地域医療連携推進法人の経営



表⑥ 地域医療連携推進法人 社員

地域医療連携推進法人の社員

参加法人

- 病院等（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を開設する法人
- 介護事業、その他の地域包括ケアシステムに資する事業（介護事業等）に係る施設等を開設、管理する法人

.....

地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者として厚生労働省令で定める者（営利を目的としないものに限る）

- 病院等を開設する個人
- 介護事業、その他の地域包括ケアシステムに資する事業（介護事業等）に係る施設等を開設、管理する個人
- 病院等を開設する法人や介護事業等を行う法人で参加法人以外
- 当該医療連携区域で、大学その他医療従事者を養成する機関を開設する者
- 当該医療連携区域で、医療に関する業務を行う地方公共団体その他医療連携推進業務に係る業務を行う者

※ 営利を目的とする者は社員になれない
 ※ 利害関係のある営利企業の役員（親族も）、職員も社員になれない
 ※ 非営利法人でも実質的に利益の分配を行っている場合には社員になれない

また、本法人に参加する法人には表⑦のような要件が求められています。これによると、参加法人は、参加法人個別の予算、事業計画の決定、借入金の借入等に関しても地域医療連携推進法人に意見を求めなければならないことが分かります。

更に地域医療連携推進法人には、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資することが求められています。例えば、表⑧に示すような参加法人間の病床の融通等が求められているのですが、現状でそのような実践例は少なく、表⑨に示すような医薬品等の共同購入が多くの法人で行われています。

(文責:立花 洋介)

表⑦ 地域医療連携推進法人 参加法人に求められること

参加法人に求められること

●参加法人は、以下の事項を決定する際には、あらかじめ地域医療連携推進法人に意見を求める必要がある(医療法第70条の3第1項第17号)。

- イ 予算の決定又は変更
- ロ 借入金(当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く)の借入れ
- ハ 重要な資産の処分
- ニ 事業計画の決定又は変更
- ホ 定款又は寄附行為の変更
- ヘ 合併または分割
- ト 目的たる事業の成功の不能その他の厚生労働省令で定める事由による解散

上記のほか、参加法人が連携推進法人に意見を求めなければならない項目は、あらかじめ定款に明記しておく必要がある。明記していない項目については、参加法人は連携推進法人に意見の伺いをする必要はない。

表⑧ 地域医療連携推進法人 病床融通

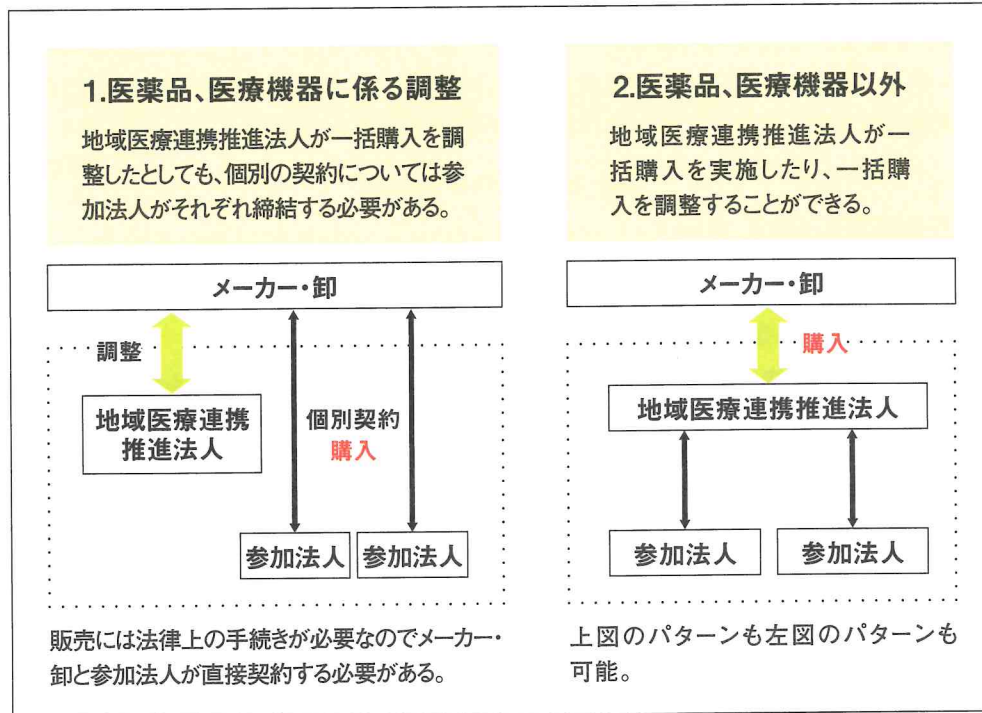
参加法人の病床の融通

- 参加法人同士、または同一参加法人内で、病床数の合計が増加しなければ、病床過剰地域でも病床を融通できる(医療法第30条の4第10項)。
- 参加法人の病床数の合計が減少する場合には、医療連携推進区域での医療提供体制の確保に支障を及ぼさないこと。

1. 都道府県に申請する前に、当該地域医療連携推進法人の地域医療連携推進評議会の意見を聴く必要がある。
2. 都道府県は、地域医療構想調整会議の協議の方向に沿ったものであることを確認する必要がある。
3. 都道府県医療審議会に諮らなければならない。

表⑨ 地域医療連携推進法人 共同購入

地域医療連携推進法人と参加法人との共同購入についての関係



PROFILE

泉 千夏

EY新日本有限責任監査法人 シニアマネージャー

学歴および資格

- ▶ 1999年 公認会計士
- ▶ 2004年 九州大学大学院医学系学府医療経営管理学専攻修士課程修了

直近のプロジェクト

- ▶ 関東地区 医科系大学附属病院(計2000床超)における2医療機関の改善計画立案支援
- ▶ 関東地区 自治体病院(計1500床弱)経営改善業務及び業務フロー適正化支援
- ▶ 東海地区 医科系大学附属病院 地域医療連携推進法人設立・運営支援

税理士・公認会計士 徒然なるままシリーズ

第12回

～認定支援機関制度というのをご存知ですか～

文：税理士 本村昌子

認定支援機関とは、平成24年8月施行の中小企業経営力強化支援法で創設された制度です。この制度が創設された目的は「金融機関、税理士法人等の中小企業支援事業を行うものを認定することで中小企業に対して支援の担い手の多様化・活性化を図るとともに、知識や経験のある専門家を活用し、中小企業に対してチームとして専門性の高い支援を行うための体制を整備」することにあるとされています。

つまり、国の中小企業経営支援策の活用が幅広く行われるように、その実行支援部隊として、金融機関と会計事務所等を中心とする形で認定支援機関制度が創設されたわけです。認定支援機関の支援、関与が必要とされる国の中小企業支援策の内容としては次の通りです。

- ①各種補助金の申請
- ②優遇金利での資金調達
- ③経営改善計画策定支援
- ④認定支援機関の関与による税制優遇

税理士法人TACHIBANAでも、この認定支援機関として、お客様の優遇税制活用を中心にお手伝いをさせていただいております。具体的には、設備投資を予定されているお客様に、経営力向上計画や、先端設備等導入計画の作成をご提案し、即時償却や税額控除及び償却資産税の3年間免除などの優遇を受けていただくなどです。これらの制度は節税効果も大きいことから、特に高額な設備投資計画を予定されていたお客様には大変ご好評をいただいております。

ただし、これらの手続きは原則として、設備取得前に行う必要があるため、事前のご相談をお願いしています。また、制度の適用にあたっては、設備投資が一定の要件に該当する必要がありますし、業種によって適用対象資産が限定される場合もありますので、すべての設備投資が対象となるわけではありません。

ところで、昨年の税制改正の目玉でありました「特例事業承継制度」の利用には、この認定支援機関の関与が必要となったことから、最近改めて認定支援機関に注目する動きがでてきています。「特例事業承継制度」を利用するためには、令和5年3月31日にまでに都道府県へ「特例承継計画」の提出しておく必要があります。これは、「特例事業承継制度」を利用するための“権利”を取得するもので、制度の利用を強制するものではありません。実際に制度を利用するには、改めて申請書の提出が求められることになります。

税理士法人TACHIBANAでは、事業承継について「J-PLUS」というツールを活用し、事業承継の計画から相続税試算及び遺留分対策なども行っていきたく考えています。これらの業務内容についてご質問等がございましたら、お気軽に各担当者までご相談ください。

【認定支援機関制度のしくみ】



事務所スタッフ近況

川野 健志 (平成24年入社)

先日、長崎に行ってきました。学生時代の15年前まで住んでいたのが、当時と変わらない街並みを見つけると懐かしい気持ちになりました。その一方で、商店街は店舗の入れ替わりが随分と行われていました。改めて事業を「長く続ける」ことの難しさを感じる事となりました。

内田 (三割) 佳奈美 (平成27年入社)

私事ですが、2019年10月に結婚しました。新婚旅行で初海外!イタリアへ行ってきました。青の洞窟のきれいに感動し、芸術のすごさを感じることができましたが、改めて日本の良さについても実感する旅となりました。当たり前になっていることに感謝の気持ちを忘れずに、これからも家庭に仕事に頑張っていこうと思います。

南部 友里 (平成28年入社)

最近のマイブームは甘酒をすることです。といっても、材料を混ぜ合わせ甘酒メーカーにセットするだけなのですが…。市販のものとは違い結構ドロツとしていて甘いですが、お米一粒一粒の食感を味わうことができ、温めて生姜をのせると体も温まり幸せな気持ちになります。

中村 るみ子 (平成10年入社)

築90年の実家に暮らし初めて3年、10年後にはメンテナンスを考えていたのですが、そこに60年住み続けている住人(実母)が、自分の元気な内に綺麗になった家を見たいと一念発起。現在リフォーム真最中です。とはいえここに至るまでの片付けは並々ならぬもので、祖母のタンスや古い農具、今では使えなくなったものばかりでどれだけ処分したか。しかし、それでも家があり、当たり前で暮らしていけることに日々感謝です。

○ 年末年始の休業のお知らせ

誠に勝手ながら、下記の期間は年末年始休暇のため、休業とさせていただきます。

令和元年12月28日(土)~令和2年1月5日(日)

皆様には大変ご不便をおかけ致しますが、何卒ご了承頂きますよう、お願い申し上げます。
なお、年始は、1月6日午前9時より、平常通り業務を開始いたします。



EDITOR'S NOTE

編集後記

●テレビで盛んにいろんなタレントのキャッシュレスでのポイント還元CMが流れている。「お父さん、キャッシュレスで買い物をすると5%還元ですよ。」と現金派の女房が、〇〇ペイを利用する私を買い物に連れていく。確かにお得なのだが、そもそも女房から私への還元がなされていない。お父さんペイなのだ。ONE TEAMなのに。(そ)

●編集部に加わり、あっという間に一年が過ぎました。編集部の仕事はしているのか??問題はさておき2年目も残留となりそうです。今年もどうぞよろしくお願いいたします。(ナ)

●子どもと図書館に行くようになり、自分も本を借りて読む機会が増えました。もともと読書好きだったこともあり、様々なジャンルの本を借りて楽しんでおります(最近のブームは健康関連書籍です)。読むだけで終わることなく、それを実践するようにも心掛けたいと思います。(大)

●平成生まれの私にとって、初めての年号の改定。今回は200年ぶりの譲位(生前退位)という非常に稀なケースで、意向表明のあった平成28年から世間は騒がしかったですが、あまり現実味がわかないまま「令和」を迎えました。しかし、システム変更など企業側は大変だったとは思われますが、特に違和感もなくすんなり馴染んだ気がします。「令和」文字通り和やかな時代となりますように。(茉)

▶ 表紙写真

柳川地方の伝統文化「さげもん」。女の子の誕生を祝い、健やかな成長を願ってひな段と一緒に色とりどりの「さげもん」を飾ります。2月上旬~4月上旬まで実施される「さげもんめぐり」が今から楽しみです。

